

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公 2	水産学に関する学会誌および学術図書の発行、およびインターネットによる情報提供を通じて、水産学研究成果の普及を行う事業	48.6%

#### [1] 事業の概要について (注1)

##### (事業の内容)

##### (1) 英文学会誌の発行事業

水産学研究成果を世界中に広めることを目的として、会員非会員を問わず国内外から投稿されてきた英語の論文原稿から編集委員会が査読、選考を行い、受理した論文だけを掲載する英文学会誌Fisheries Scienceを発行している。年6号、各号800部が発行され、年間の掲載論文数は160編、総ページ数は約1450ページである。この英文誌は、国立国会図書館を始め、関連分野を有する大学の図書館などに寄贈されて公開されており、学会事務局あるいは出版社や委託販売元を通じて誰でも購入可能となっている。また、これらの論文はすべて電子ジャーナル化され、2005年以降発行のものはシュプリンガー・ジャパン社のSpringerlinkで公開されて、一定の費用を支払えば誰でも利用できる。なお、この英文学会誌の発行開始の1994年から2004年までに掲載された論文については、(独)科学技術振興機構(JST)が運用する科学技術情報発信・流通システム(J-STAGE)のアーカイブサイトで、誰でも無料で閲覧できる。このように、水産学に関する研究成果を広く一般に利用できるよう普及に努めており、国内外で引用されながら学術および科学技術の振興に貢献している。

##### (2) 和文学会誌の発行およびインターネットによる情報提供事業

水産学の最新の研究成果を公表することに加え、水産学に関する情報を広く一般に提供することを目的として、日本語で投稿された論文の査読と選考と、また水産学に関する情報をまとめた企画記事を編纂して、これらを掲載する和文の学会誌として「日本水産学会誌」(年6冊、論文65編、総ページ数約1400ページ、各号4400部発行)を発行している。論文としては、会員から投稿された原稿(共著者に非会員を含むことは差し支えない)のうちから、編集委員会が査読を経て掲載する論文を選考している。また企画記事については、企画広報委員会が検討した記事内容を専門家に執筆依頼し、提出された原稿を査読、選考する過程を経て掲載している。日本水産学会誌は、関連分野を有する大学図書館を始めインターネット上でも誰でも見ることができ、最新の水産学研究を広く一般に普及することに大きな役割を果たし、延いては科学技術の普及に貢献している。

この和文学会誌の論文と企画記事については、J-STAGE(前掲)、国立情報学研究所の論文情報ナビゲーターCinii、農林水産省農林水産技術会議事務局の農林水産研究情報総合案内AGROPEDIAで、それぞれに電子ジャーナルとして公開され、誰でも利用することができる。

##### (3) 書籍の発行、監修事業

水産学に関する専門的知識を、広く技術者や一般読者を対象に、普及、啓蒙することを目的として、学術図書や技術情報誌の発行や監修ならびに、技術者教育向けの教科書・教材を開発している。

専門家、技術者を対象とした「水産学シリーズ」(年4冊程度)、中高生や一般読者を対象とした読み物としての「ベルソフックス」(年4冊程度)、および技術情報誌の「水産技術」(年2冊、論文15編、総ページ数120ページ)を監修している。学術図書としての「水産学シリーズ」と「ベルソフックス」については、それぞれの委員会が、応募されてきた企画案から選考を行い、採択された企画について提出された原稿を査読、編纂など監修を行い、それぞれの出版社から発行している。技術情報誌の「水産技術」は、投稿された原稿を編集委員会が査読、編集を行ない、本会の水産技術誌監修委員会の監修を経て、(独)水産総合研究センターから発行している。

##### (事業実施のための財源)

##### (1) 英文学会誌の発行事業

国際学術誌の発行には、会誌売り上げ収入、文献検索ネット収入、印税収入、著者負担印刷代、補助金(平成22年度まで)を得てこれを当てているが、なお事業費の不足が生じるために、この不足分には会費収入を充当している。なお、この補助金とは、文部科学省の科学研究費補助金(研究成果公開促進費)であり、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的として、優れた研究成果の公的流通に対して補助されるものである。

##### (2) 和文学会誌の発行およびインターネットによる情報提供事業

和文学会誌の発行事業において、論文の選考と掲載については会誌売り上げ収入と著者負担印刷代を、また情報提供となる企画記事については会誌売り上げ収入を財源に当てているが、まったく不足しているために会費収入を当てている。和文学会誌の論文や情報をインターネットで提供する事業では、ほとんどダウンロード収入がないことから、ほぼすべて会費収入によって賄われている。

##### (3) 書籍の発行、監修事業

これらの学術図書の刊行事業で必要となる監修、査読、編纂に要する会議費、委員旅費などの経費に対して、わずかな印税収入があるものの、この事業の実施にはまったく足りないため、会費収入を主な財源として当てている。技術情報誌の監修についても、なんら対価を得ることがないため、すべて会費収入で賄っている。

## 〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第4条(2)
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
1	本事業により刊行される学会誌および学術図書は、一般技術者などの実務に使用されて社会に対して多大な貢献をしているだけでなく、一般市民向けに水産学の普及、啓発活動を行っている点で、水産学に関わる科学技術の発展や研究開発の促進と社会への還元を支援するものであり、事業の種類別表1号の「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当する。
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)	
<p style="text-align: center;"><b>チェックポイント事業区分</b></p> <p>(下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p style="text-align: center;"><b>チェックポイントに該当する旨の説明</b></p> <p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p>(14) 表彰、コンクール</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めてないか。</p>	<p>(1) 英文学会誌の発行事業、及び(2) 和文学会誌の発行事業における論文の掲載について</p> <p>1. 当法人の目的は、「水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、人類福祉の向上に寄与すること」である。したがって、不特定多数の者の利益の発展に寄与することは明らかであり、このことは定款第3条に記載している。特に、これらの論文は、専門家がこれまでの研究・調査の成果を、本会の専門家によって構成される編集委員会の査読、選考を経て公表されるものであり、一般の出版業とは異なるものである。</p> <p>2. 投稿された原稿の査読、選考については、外国人を含む専門家によって構成された編集委員会が行い、その選考の申し合わせにより利害関係者がその選考には関わらないように規定されている。具体的には、論文の共著者や所属を同じくする編集委員は、その査読、選考を担当することができない。</p> <p>3. 学会誌（英文誌と和文誌とも）に投稿された原稿の審査については、会員非会員を問わず国内外から選ばれた専門家35名からなる編集委員会のうち委員1名が担当し、投稿原稿の内容に応じた専門家2名による査読結果をもとに受理の可否を検討し、論文の選考を行っている。</p> <p>4. 学会誌（英文誌と和文誌）については、Fisheries Scienceと日本水産学会誌も冊子体と電子ジャーナルとして刊行することで、審査によって受理された論文内容をその著者名とともに公表している。なお、ホームページや会告で公表している本会の投稿規程において、投稿された原稿はすべて編集委員会において査読、選考を行い、受理と認められた原稿のみを掲載することを明示している。</p> <p>5. この事業に関わる論文原稿の選考に際して、原稿の投稿者に対して、金銭的な負担を求めるとはしない。ただし、選考された論文を学会誌で公表する際には、投稿者に対して印刷製本に要する経費の一部負担を求めている。</p>

	その他説明事項
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。</p>	<p>(2) 和文学会誌の発行业における企画記事による情報提供について</p> <p>1. 本事業は、定款第3条（目的）「この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、人類福祉の向上に寄与することを目的とする。」の事業として位置づけられ、定款を本会ホームページや学会誌上で公開することで、明らかにしている。特に、これらの企画記事については、水産学に関わる最新の研究成果や情報を専門家のみならず一般に広く提供することを目的として企画され、会員非会員を問わずその分野に詳しい専門家に執筆依頼して、提出された原稿を専門家によって構成される委員会が査読、選考を行い、公表されるものであり、不特定多数の者の利益につながるものである。</p> <p>2. 本会の企画広報委員会が、広く情報提供を行うために企画記事の検討を行い、選出した専門家に執筆依頼を行い、提出された原稿を査読し、選考して、和文学会誌に掲載している。その内容については、問い合わせがあれば、適宜、著者らと相談しながら回答を行うとともに、次の企画記事として掲載を検討して対応している。</p> <p>3. 本会の企画広報委員会が企画した記事について執筆依頼する対象者には、会員非会員を問わず、その分野の専門家を委員会内の審議を経て、選抜している。</p> <p>4. 本会の企画広報委員会が、提出された原稿を査読して、選考した記事についてのみ掲載を行っている。なお、会員非会員を問わず、原稿の執筆者に対する謝礼は支払わない。非会員の著者に対してのみ、執筆された企画記事が掲載された和文学会誌1部を寄贈している。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(3) 書籍の発行、監修事業</p> <p>1. 本事業は、定款第3条（目的）「この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、人類福祉の向上に寄与することを目的とする。」の事業として位置づけられ、定款を本会ホームページや学会誌上で公開することで、明らかにしている。特に、これらの学術図書については、会員内外からの執筆者を認めて、専門家のみならず広く一般読者を対象に水産学に関わる最新の研究成果を普及することを目的として企画され、専門家によって構成される委員会の審査、選考を経て監修、発行されるものであり、一般の出版業とは異なる。</p> <p>2.</p> <p>ア. これら学術図書および技術情報誌の執筆者としては、それぞれ会員非会員を問わず、広く一般に開かれている。また、発行された学術図書は一般の書店で誰でもが購入でき、技術情報誌についてはインターネット上で公開されているために誰でもが利用可能となっている。</p>

イとウ。学術図書に応募された企画案ならびに原稿は、専門家によって構成される委員会（出版委員会11名、ベルソープックス委員会12名）の審査を経て一定の学問的な水準を満たしたものだけが採択され、発行される。技術情報誌の原稿の審査についても、専門家によって構成された委員会（水産技術誌監修委員会5名）が担当し、専門家の査読に基づき修正を求めることで、学問的な水準の維持を行っている。これらのことは、それぞれの規則・規程により明示されている。

エ。業界団体の販売促進、共同宣伝など内容については、それぞれの委員会による企画案ならびに原稿の審査、選考段階で排除している。

その他説明事項

### 〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。